

区	分	内 容																																																
職員の勤務時間、 その他の勤務条 件の状況	勤務時間	・午前8時30分から午後5時15分まで(7時間45分勤務) ・休憩時間 正午から午後1時まで(1時間) 8:30 12:00 13:00 17:15 休憩時間 ※保育園職員等は早番、遅番の制度があり、午前7時から午後7時の間 で7時間45分勤務になるよう割振り変更しています。																																																
	年次有給休暇	毎年1月～12月の1年間当たり20日を超えない範囲内 前年の繰越は20日の範囲内で残日数 休暇単位は1日又は半日。1時間単位でもよい。 <table><tr><td></td><td colspan="2">平均取得日数</td></tr><tr><td></td><td>平成23年</td><td>平成24年</td></tr><tr><td>年次有給休暇</td><td>9.4</td><td>10.7</td></tr></table> ※平成24年度勤務条件調査より		平均取得日数			平成23年	平成24年	年次有給休暇	9.4	10.7																																							
		平均取得日数																																																
		平成23年	平成24年																																															
	年次有給休暇	9.4	10.7																																															
	療養休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを 得ないと認められる場合の休暇。任命権者の承認を受けなければならない。 ・公務による場合 その療養に必要と認める期間 ・私事による場合 90日の範囲内(平成18年7月1日より) <table><tr><td></td><td colspan="2">取得者数</td></tr><tr><td></td><td>平成23年度</td><td>平成24年度</td></tr><tr><td>療養休暇</td><td>21人</td><td>14人</td></tr></table>		取得者数			平成23年度	平成24年度	療養休暇	21人	14人																																							
	取得者数																																																	
	平成23年度	平成24年度																																																
療養休暇	21人	14人																																																
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等の事由により職員が勤務し ないことが相当である場合の休暇。任命権者の承認を受けなければならない。 ・牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する規則、別表第2の32項目																																																	
介護休暇 (無給)	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹を介護 する場合の休暇。任命権者の承認を受けなければならない。 ・2週間～6ヶ月の間で請求できる。 <table><tr><td></td><td colspan="2">取得者数</td></tr><tr><td></td><td>平成23年度</td><td>平成24年度</td></tr><tr><td>介護休暇</td><td>1人</td><td>1人</td></tr></table>		取得者数			平成23年度	平成24年度	介護休暇	1人	1人																																								
	取得者数																																																	
	平成23年度	平成24年度																																																
介護休暇	1人	1人																																																
組合休暇 (無給)	職員が職員団体の規約に定める機関の構成員として当該団体又は上部団 体の業務に従事する場合。任命権者の承認を受けなければならない。 ・1日又は1時間単位で請求できる。 <table><tr><td></td><td colspan="2">取得者数</td></tr><tr><td></td><td>平成23年度</td><td>平成24年度</td></tr><tr><td>組合休暇</td><td>0人</td><td>0人</td></tr></table>		取得者数			平成23年度	平成24年度	組合休暇	0人	0人																																								
	取得者数																																																	
	平成23年度	平成24年度																																																
組合休暇	0人	0人																																																
育児休業承認 状況	職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。 ○平成22、23年度の新規承認者 <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">育児休業 取得者数</th><th colspan="4">育児休業承認期間</th></tr><tr><th>9月超え 1年以下</th><th>1年超え 1年3月以下</th><th>1年3月超え 1年9月以下</th><th>1年9月超え 3年以下</th></tr><tr><td rowspan="3">平成23年 度</td><td>一般部門</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>教育部門</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>合 計</td><td>5</td><td>2 (40%)</td><td>1 (20%)</td><td>0</td><td>2 (40%)</td></tr><tr><td rowspan="3">平成24年 度</td><td>一般部門</td><td>4</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>教育部門</td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td>0</td></tr><tr><td>合 計</td><td>5</td><td>3 (60%)</td><td>1 (20%)</td><td>1 (20%)</td><td>0</td></tr></table>	年度	区分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間				9月超え 1年以下	1年超え 1年3月以下	1年3月超え 1年9月以下	1年9月超え 3年以下	平成23年 度	一般部門	3	2	1	0	0	教育部門	2	0	0	0	2	合 計	5	2 (40%)	1 (20%)	0	2 (40%)	平成24年 度	一般部門	4	2	1	1	0	教育部門	1	1			0	合 計	5	3 (60%)	1 (20%)	1 (20%)	0
年度	区分				育児休業 取得者数	育児休業承認期間																																												
		9月超え 1年以下	1年超え 1年3月以下	1年3月超え 1年9月以下		1年9月超え 3年以下																																												
平成23年 度	一般部門	3	2	1	0	0																																												
	教育部門	2	0	0	0	2																																												
	合 計	5	2 (40%)	1 (20%)	0	2 (40%)																																												
平成24年 度	一般部門	4	2	1	1	0																																												
	教育部門	1	1			0																																												
	合 計	5	3 (60%)	1 (20%)	1 (20%)	0																																												
職員の分限処分 及び懲戒処分の 状況	分限処分・懲戒 処分の状況 (平成24年度)	○分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことが期待で きない場合に、本人の意に反して不利益な身分上の変動をもたらす処分をいいま す。 <table><tr><td>分限免職</td><td>0名</td><td>分限休職</td><td>9名</td></tr></table> ○懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して行われる公務における規律と 秩序を維持することを目的として行う不利益処分をいいます。 <table><tr><td>減給処分</td><td>0名</td><td>戒告処分</td><td>0名</td></tr></table>	分限免職	0名	分限休職	9名	減給処分	0名	戒告処分	0名																																								
分限免職	0名	分限休職	9名																																															
減給処分	0名	戒告処分	0名																																															
平成24年度公平委員会業務状況		○ 勤務条件に関する措置の要求状況 <table><tr><th rowspan="2">新規申立 件 数</th><th colspan="5">処理件数</th><th rowspan="2">平成24年度 末係属件数</th></tr><tr><th>申立容認</th><th>棄却</th><th>却下</th><th>取下げ</th><th>計</th></tr><tr><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> ○ 不利益処分に関する不服申立ての状況 申立てなし	新規申立 件 数	処理件数					平成24年度 末係属件数	申立容認	棄却	却下	取下げ	計	0	0	0	0	0	0	0																													
新規申立 件 数	処理件数					平成24年度 末係属件数																																												
	申立容認	棄却	却下	取下げ	計																																													
0	0	0	0	0	0	0																																												